



路 政 僧

支那が統一された譯。

南北の統一、夫れは武力に依つたも

舊都北京に王臨した張作霖、大勢遂

に抗し得ず矛を収めて歸東の途、哀れ

一爆彈の爲に斃る、恒例支那劇的一幕

こは言へ、支那一方の雄の死悲痛哀悼

併し是に依つて一昨年夏以來南方の企

てた北伐も一段落を告げ、形式的には

の是からが政治的の革命、蓋し夫れが武

力闘争の最終の目的、併し之を克く遂

行し得るやは疑問、幸にして武力統一

による新軍閥の勃興と三民主義に依る

文政派を抑制調和し得ても、内治に

於てすら未だ東三省の維持が残つてゐ

るを忘るゝ勿れ。

我が對支策も此劃紀的の革命に依つて

一新轉換を要すべきの秋、いつ迄も

在留民保護の出兵でもあるまい、また

夫れは可いとしても現地保護主義が山

東のみに徹底し滿蒙に及ばざる如きは

現内閣對支手段の不徹底を物語るも

の、更に夫以外の對支策に付方針不明

る、況んや國際問題の前途に横はれる

に於てをや、内治は支那の勝手として

も國際關係はさうは行かぬ、最先に國

家として列國の承認を得ねばならぬ、

夫れを爲すには先以て支那自信が、國

際國家の爲すべき義務を履行すべきが

當然、支那人特有の宣傳手段を弄して

横車押しのヤンキーなどに信賴すれば

夫れこそ間違、隣邦に正義の國我れ在

なるは一入國民の深憂を禁ずる能はざるまゝ、軍人首相の外相兼攝に依つて軍事と外交の調和、なごと自惚れてゐるまゝではない、首相の聲明した漸次的撤兵、夫が當然事にしても列國の觀心を買ふ爲め一時的手段として、の軟弱外交なら吾人撤兵に賛成せず、飽く迄も合理合法的の要求と善隣の友好的協力を忘れてはならぬ、此見地に立脚して積極的の對支策を樹立せよ。

何事にも慎重一點張りの民政黨、國民は既に愛想をつかしてゐるが、併し未だ餘命ありしと見え久しぶりに對支策を議決す、濟南事件に於ける出兵の輕舉盲動を責め、其の效果舉がらず却つて邦人が災禍を蒙り保護策を裏切つたことを告げ、東三省の問題に關して

は、不幸なる隣邦の混亂狀態に乗じて政治的策動の非を説き、支那國民の幸福に寄與すべき友好的協力の必要を聲明した、併しながら出兵には反對し邦人保護の實舉らざりしを責むる如きは矛盾の言、彼の暴力に對しては出兵の外に採るべき道が無かつた筈、出兵に代るべき手段を示さずしての非難、攻撃せむが爲の非難に不過、吾人は民政黨に往時の批判を聽かむとするのではない、對支外交に關する同黨の主義主張を聽きたかつた、が併し徒に抽象的言辭を弄し言ふまゝ不徹底不透明、巧に責任を回避したのは、寧ろ現内閣の對支政策に賛成したるを裏書きしたるの類、吾れ民政黨の爲に惜む。

た、徒に既往の非難に耽るまゝでない、支那が不平等條約の改廢を主張すべきは必然事、併しながら滿蒙に對しては我の正當にして特殊の立場に在るまゝ、其の權益の存するまゝを徹底せしむるが可い、が、併し帝國の面目に拘泥して、履行不可能の條件を提出し大局の利害を犠牲に供するが如き愚を繰返す勿れ。

▽

△

治安維持法改正に關する緊急勅令案、警告的條件を附して樞密院議を終る、議會否認論乃至は憲法違反論で世上非難の的を爲つたのは蓋し空前事、併しながら議會否認論者は畢竟法律に代はるべき緊急勅令制度を否認せむとする

もの、然れども議會閉會中に於ける緊急事態に處するには此種手段より他に途なき筈、唯だ問題は事案が緊急の事態切迫せるやに在る、是が觀察如何に依つては違憲論も成立する譯。

兎もあれ事の内容に立脚して反對するのは間違、死刑の廢止が假令人道上当然の要求であるにしても、刑法既に死刑制度を認容する現在に於て、國體の變革を圖る者を死刑に處せむとするは必ずしも咎むべきでない、思想は思想を以て矯正する底の愚論ではないにしても、單に恩徳の全土に普きを期し化育涵養に力めよと言ふ如きは、餘りに現在社會世相の混亂せる事實を無視した言、更に思想惡化の者に對しては罰するよりは教へ惡むよりは憐むべ

しと言ふが如きに至つては、世相に疎き學者の戲言、吾人何れも之を探らず、國家生活乃至は國民共同生活の上からするも、科刑の均衡上死刑も尙輕きの感、民衆よ内容よりする反對論に惑はさるゝ勿れ。

唯だ赤化が緊急勅令制定要件に該當せるやが問題、赤化を防止する事態が切迫して之を臆懲するに非ずんば、公共の安全危殆に類し國家國民の災厄を避くるを得ざる事情に陥れるや否や、吾人之を疑ふ、樞府の質問に政府の答辨明瞭ならざるころ更に吾人をして疑を深からしむ、蓋し四月の議會に提案しながら之を今日迄打捨て置たこと、夫れが緊急ならざる所以を物語るもの、更に通常議會の開かるべき六月後

内に光輝ある我が國體の變起を豫想する能はざる現時に於ておや、これ吾人が形式的違憲論を叫ぶ所以。

然るに天皇最高顧問機關たる樞密院が之を可決したる、何を審議したるやを疑ふ、最大否な前提要件たる事態が緊急なるやの認定を政府の言ふ所に從ふが如きは審議權を放棄し、顧問機關たる責任を忘れたるもの、樞密院廢止論の起る所以、與へられたる權限を放棄して迄政府原案を是認すること、夫れが政治上責任なき樞府が責任ある内閣の爲に探るべき態度なりき、樞府自ら之を言ふに至つては無責任も亦甚し、茲に至りて樞密院は無用の長物一廢止すべきもの。民論の夫れに趨く蓋し當然。

民政黨、樞密院の改革乃至は廢止を主張す、輿論に合致する要求、吾人も亦之に賛す、併しながら若槻内閣の緊急勅令に反對奉答した樞密院の行爲を越權とし、現内閣の緊急勅令案に反對せざるは樞府其の職責を盡さず爲す如き、得て勝手の攻撃には吾人々に組せず、此際所論を新たにして民衆運動を起すが可い、セメテ夫れが議會を騷擾裡に陥れ、會期を浪費して治安維持法改正法案を審議しなかつた責任の負擔。

政府の横車に依つて成立した緊急勅令、何れ來るべき議會が其の可否を判定する筈、夫れ迄國民は法的效果に服従するの外ない、せめて此上は政府は、誰か云つたやうに、社會施設を

完備して國民生活の安定を期して國民思想の安定を圖れ、夫れが亦政府の緊急勅令に對する責任解除の一方策、是が爲に言論と研究の自由を壓迫する勿れ。

▽

△

政治に横車を押すこと、夫れは國民的政治的思想を險悪化するもの、忌むべき首相暗殺の企ての如きは如實に夫れを物語る、昭和の御代に一國首相の位を占むるもの白晝警官二百有餘名に護送せらるゝに非ずむば體の全きを得る能はざる如きは抑も何たる奇觀ぞや、明治の初年に於てさへ觀る能はざりしころ、夫れに暗殺を企圖した者の家族に慰撫金を以てす、如何に生命

を惜まざる軍人の物數寄こは言へ、社會事象を知らざるにも程がある、見給へ、世には働かむにも職なく、職あるも尙喰ふ能はざる貧乏人が無數にゐる暗殺を企てた者の家族のみが世の貧乏人ではない筈、首相這般の行動は些事ミ雖首相個人の問題に非ず、モ一少し世の常道に鑑み其の行動が世の低級者流の腦裡に波及する所に想倒すること共に、暗黒政治の民心に及ぼす影響を考へるが可い。

夫れでも公明政治を企圖した積りか、國策調査會の設立を目論む、國難決議案に同意した手前、思想乃至は社會問題の解決策を見出さむとするところには異論がない、併しながら夫れを解決するのは現内閣之を支持する與

黨の責任、今頃になつて舉國一致の調査會でもない筈、政策の調査研究なら先づ以て政府を支持する政友會に諮れ、反對黨の首領を委員に加へるやうな舉國一致の調査會を目論む如きは、自分を侮り政友會の存在を無視するも、之を爲す能はず反對黨の知識を借るに非ずんば爲し遂ぐる能はずこそば、政權を潔く反對黨に讓るが當然。

▽ △

恒例、地方長官會議開かる、無用の會議を稱する者があつても、騷擾を極め自分勝手な言論を弄ぶ帝國議會よりは有效、蓋し議會を通して政府の政策の存する所を下達し得なかつた内閣が、下達の機會を造るのは必ずしも咎めない、首相以下各相の訓示依例如例。聽

くもの亦同是。

不可解なのは鐵道大臣の言動、望月内相の人情話的訓示に先立つて、警察行政やら道德の振起、民風の作興を論じ我國固有の文化を發揚せよと數刻に互れる訓示、何處か新米の長官が内相と間違へたか否かは別として、鐵道行政を主管する大臣が内務行政に關する訓示を爲す、主管する鐵道の脱線に感染したか、脱線の程度超過、蓋し地方長官に臨む大臣の地位は行政長官、行政長官には夫々權限がある筈、夫れを無視して國務大臣たるの態度、政治と行政の混合、斯かるが故に事務官たる地方長官が往々にして政治家たるに至る、その因、蓋し此邊に胚胎するか、亦故なきに非ざるべし。

流石は三土藏相、脱線はしない、地方公債の膨張を努めて抑制せよ、言ふ、現時の我財政上當然であるかは別として、之を徹底するこゝ夫れは政友會の積極政策に合致するかを疑ふ、地方財源を豊にすべき地租委譲を後年に委ね、一方には民生の進展すべき事業を起せと言ひ、片は起債を抑制せよと言ふ、夫れも經費の伴ふ積極的事業の獎勵は既定財源の範圍に於ける獎勵か、地方長官たらずも國民の惑ふところ、訓示の内容此點に徹底言及せざるは訓示あつて無きが如し、此意味に於て無用の會議と貶さるゝのも無理ではない。

誰か言ふ、會議の事案に就ては總て事務的意見に不過き、吾人は地方長官中に鐵柏の如き人の無かりしを喜ぶ。